

余命三年時事日記から日本の名誉を取り戻す会 会則

(名称)

第1条 本会は、余命三年時事日記の**羽賀芳和**から日本の名誉を取り戻す会と称する。通称「余命から取り戻す会」とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、余命三年時事日記及び余命プロジェクトの**首謀者羽賀芳和**により毀損された日本の名誉を取り戻すことを目的とし、令和2年2月1日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 不正に集められた寄付金及び基金を余命三年時事日記の**羽賀芳和**から返還させる事業
- (2) **民事及び刑事**訴訟費用（印紙代、郵券代、弁護士費等）の寄付基金を募る
- (3) 余命三年時事日記の**羽賀芳和**の被害者救済のための情報共有サイトを運営する

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者（**匿名、ハンドルネームを使用の入会を妨げない**）
- (2) その他、会長が認めた者（**法務省、公安調査庁、警察庁、税務署等に情報提供**）

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を余命三年時事日記から日本の名誉を取り戻す会に提出し、承認を得るものとする。（**会費納入をもって入会申込とみなす**）

(会費)

第7条 年間会員ごとに年額3万円とし、1月31日までに納入するものとする。また、月間月額会員は、会員ごとに月額3千円を月末に納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を余命三年時事日記から日本の名誉を取り戻す会に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 理事 数名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年2月1日に始まり1月31日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。**(逐次会計報告を行う)**

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。**(会員限定 SNS で実施)**

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

会長 〒174-0041 東京都板橋区舟渡3-2-9 小野 誠

副会長

会計 〒174-0041 東京都板橋区舟渡3-2-9 小野 誠 (会長と兼任)

理事

2. この会則は、令和2年2月1日から施行する。

余命三年時事日記から日本の名誉を取り戻す会 年間活動予定

令和2年2月1日作成

会長 小野 誠 作成

令和2年2月1日 設立総会開催

2月中旬 ウェブサイトリニューアル、寄付口座による支援金公募開始

3月 被害者集会開催、被害のまとめ

4月 民事訴訟原告団創設、弁護士委任契約

5月 民事訴訟訴状提出

6月 刑事告発準備開始

7月 刑事告発、弁護士委任契約

8月 検察もしくは警察に刑事告発状提出、半期会計報告

9月 民事原告団、刑事告発弁護士情報交換会

10月

11月 民事原告団、刑事告発弁護士情報交換会

12月

令和3年1月

2月 年次総会開催

以上